



東京弁護士会会員 羽廣 政男 (42期) ●Masao Hahiro

今回は、通常の弁護士業務のほかに、保護司として活動している羽廣先生に、その業務の内容等について紹介していただきます。

1 原稿を依頼されたきっかけ

同期の水野さん(注:ちなみに、彼は修習生当時から、弁護士のことを「先生」ではなく、「さん」と呼んだ方がよいという意見だったと記憶している。)から電話があり、「弁護士」の立場から、保護司のことを説明してほしいとのことであった。

2 弁護士が抱いている保護司のイメージ

偏見かも知れないが、弁護士が抱いている保護司のイメージは、①保護司はお年寄りなので対象者(注:保護する相手)の気持ちを理解できない、②保護司の政治信条は保守系というものであろう。

①につき、確かにお年寄りが多いが、だからこそ、少年(注:少女を含む)の気持ちを汲むことに巧みだと思う。年若い保護司では、自分勝手な少年に振り回されて嫌になってしまい、諦めてしまいたい気持ちになろう。重大事件が発生すると、「事件を起こした少年には保護司がついていた」とマスコミに報道される。しかし、保護司の任務の重点は、犯罪予防ではなく、更生である。

②につき、確かに従来型保護司の社会的地位の多くは、ステレオタイプに表現すれば「地元の名士」(例えば住職や神主)なので、保守系に見えるのかも知れない。しかし、政治信条としてはニュートラルな方が多い。保護司兼保守系地方議会議員という人は少ないが、保護司は「札にならない」(注:票を入れてくれない)と言われており、選挙直前の時期、町会・自治会の会合にあいさつに行く候補者はいても、私の知る限り、保護司会の会合にあいさつに来る候補者はいない。

3 保護司の仕事

保護司の仕事は、大きく分けて、①対象者関係のものと、②保護司会関係のものがある。

①対象者関係は、メインである。古い話であるが、友人に傷害を負わせた高校生の少女を担当した際の話をする。月1回の往訪(注:対象者の自宅へ行って話を聴くこと)と来訪(注:保護司の自宅へ来てもらい話を聴くこと)があり、その経過を保護観察所に対して、報告書を作成した上で報告する。少女は、はじめ母親とともに来訪した。往訪したときも、少女の自宅には少女と母親しかいなかった。つまり、仕事が忙しかったためか、父親とは一回も会わなかった。そのうち、少女から「お願い」を申し入れられた。それは、「実家から独立している姉と同居したい」というものであった。両親が忙しかったためか、この少女は、姉

のことを頼りにしていた。少女が1人で来訪した際の話だったので、「ご両親には話したの」と尋ねたところ、両親も納得済みとのことであった。そこで、主任担当官（注：保護観察所の職員）に対して、意見書の性質を有する報告書を作成した。報告書の要旨は、「対象者の生活環境は姉と同居することにより改善される可能性があるから、姉を含めて、関係者からの聴き取りをされたい。」というものであった。間もなく、少女は姉と同居することになり、この事件は、私が担当する限りでは終了した。

②保護司会関係は、とりわけ、若い弁護士が保護司になる場合、極めて魅力的である。例えば、私は、東京保護観察所が管轄する新宿区保護司会の中の早稲田分区に所属している。分区会は、毎月1回開催され、地域における人間関係を広げるという意味では、保護司活動の基本となる場である。分区会のほかに、専門部があり、ここでは分区以外の新宿区保護司会のメンバーとも知り合いになれる。比較してみると、若い弁護士が地域における人間関係を広げる場として、伝統的には青年会議所（JC）がある。私も新宿区JCに入っていたが、メンバーが、先輩（注：私が保護司を拝命した時期は梶山法務大臣当時の、30年近く前のことなので全員の保護司がかなりの年

長者だった。）と同年代（JC）という違いがあったので、両方検討してみて、いずれかを選ぶのも面白いと思う。ただ、「今来ている」のは、保護司会の方だろう。弁護士会で今流行っている「キャラバン隊」は、確か「ホリプロタレントスカウトキャラバン」をヒントとして、「JCキャラバン隊」ができ、その時のJCのOB・OGがベテラン弁護士になって「弁護士会キャラバン隊」というアイデアを作ったのだと思う。

4 まとめ(とっておきの一言)

とりとめもない文章にお付き合いいただき、ありがとうございました。お礼に、とっておきの一言。現在、とりわけ都内においては、税理士や行政書士その他の士業が、保護司（注：「士」ではない）になる傾向が顕著です。もちろん、頼まれたとはいえ（注：通常、地元の保護司が口説いた上で、保護観察所へ推薦する。）「保護司」という「ややこしい」仕事を「無償」（注：ボランティア。ただし、実費弁償。）でやるのですから、「良き士業仲間」を増やす場になるような予感がします。司法試験に合格している以上、他の資格試験合格者以上に、「ややこしい」場面では頼りにされるでしょう。

保護司になりたい、あるいは保護司についての詳しい資料が必要という方は、担当副会長の園部裕治宛（電話：03-3581-2255）にご連絡ください。また、ご希望があれば、東京保護観察所の方から、随時説明も受けられます。

保護司の活動について様々な書籍が出ていますが、以下はオンライン書店等で簡単に手に入ります。

保護司の体験談	「君の笑顔に会いたくて」大沼えり子
	「ハーフ・エリジー（保護司純平シリーズ1）」いなば仁
刑余者の社会復帰問題	「ルポ 出所者の現実（平凡社新書）」斎藤充功
	「ルポ・罪と更正」西日本新聞社会部

また、保護司の活動の紹介については法務省HPを参照してください。

http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo04-02.html